

とよかわ市民活動活性化基本方針

～ 協働のまちづくりにむけて～

平成20年3月

豊 川 市

は じ め に

私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、さまざまな課題に対応するため、社会構造を変えていくことが、強く求められています。また、多様化する市民ニーズに対して、行政サービスが肥大化してきたことから、行政改革や地方分権、規制緩和など、行政のあり方の見直しも進められています。

こうしたなか、平成7年に起きた阪神・淡路大震災や平成10年の特定非営利活動促進法（NPO法）の制定などをきっかけに、全国的に福祉や環境、国際協力、まちづくりなどの分野で、市民が問題意識を持ち、自発的に取り組む活動が活発化してきました。

本市においても、平成14年度には「とよかわ市民活動活性化基本方針」を、翌年度には「とよかわ市民活動活性化基本方針実施計画」を策定し、市民活動の推進をするとともに、平成16年度には、協働事業を行うための手法を定めた「協働の手引き」を作成し、協働事業も推進してまいりました。

これからのまちづくりは、行政だけでは対応しきれない個別のニーズや、新たな社会的課題に対して、市民との協働が欠かせないものとなっています。協働によるまちづくりの主役は市民と行政です。市民と行政が良きパートナーとなり、それぞれの役割と視点のもとで暮らしやすい地域づくりをすることが必要とされています。また、本市でも、様々な分野で積極的に活躍をする市民活動団体が増加し、協働によるまちづくりも行われてきています。

このような状況から、市民と行政が主体となって築く協働のまちづくりをめざして、「市民と行政の協働推進委員会」において、平成14年度に策定しました「とよかわ市民活動活性化基本方針」の一部を見直し、市民活動に対する姿勢を明確にする方針を策定しました。

今後、本市は、上位計画である総合計画の基本姿勢を踏まえつつ、この基本方針に基づき、市民活動のいっそうの広がりと活性化を通じて、市民との協働によるまちづくりを推進していきます。

平成20年3月

豊 川 市

目 次

第 1 章 市民活動の基本的な考え方	2
1 市民活動とは	2
2 市民活動の特徴	4
3 市民活動を推進する理由	5
4 市民活動と行政の役割分担	6
第 2 章 将来像と見直し年度	8
1 将来像「市民活動で築く協働のまちづくり」	8
2 見直し年度	8
第 3 章 市民活動推進の基本理念	10
1 市民活動支援の原則	10
2 協働の推進	12
第 4 章 市民活動活性化のための施策	14
1 豊川市の現況と課題	14
(1) 市民活動意識の現状と課題	14
(2) 市民活動団体の現状と課題	17
(3) 企業の現状と課題	20
(4) 行政の現状と課題	21
2 活性化に向けて今後取り組むべき施策	23
(1) 活動環境整備のための施策	23
(2) 活動参加促進のための施策	25
(3) 協働推進のための施策	26
第 5 章 施策推進に向けて	28
参考資料	29

第1章 市民活動の基本的な考え方

1 市民活動とは

国際社会や身近な地域で活発に展開されている自主的、自発的な活動は「市民活動」「社会貢献活動」「ボランティア活動」「NPO活動」などと呼ばれ、活動形態も多種多様です。

NPO とは

Non Profit Organization の略で「民間非営利組織」という意味です。つまり、営利を目的とする企業などと異なり、利益を関係者に分配しないことを基本に、社会的使命の追求を目的とし、自発的な活動を継続して行う団体のことを指します。

NPOとボランティアの違いは、ボランティアが「個人が善意で行う個々の活動」に対して、NPOは「営利を目的とせず、社会貢献活動を行っている民間の組織」となり、継続的に活動している組織体といえます。

豊川市では、市民活動の要件を次のように定義し、これを継続的、組織的に行う団体を市民活動団体と称します。

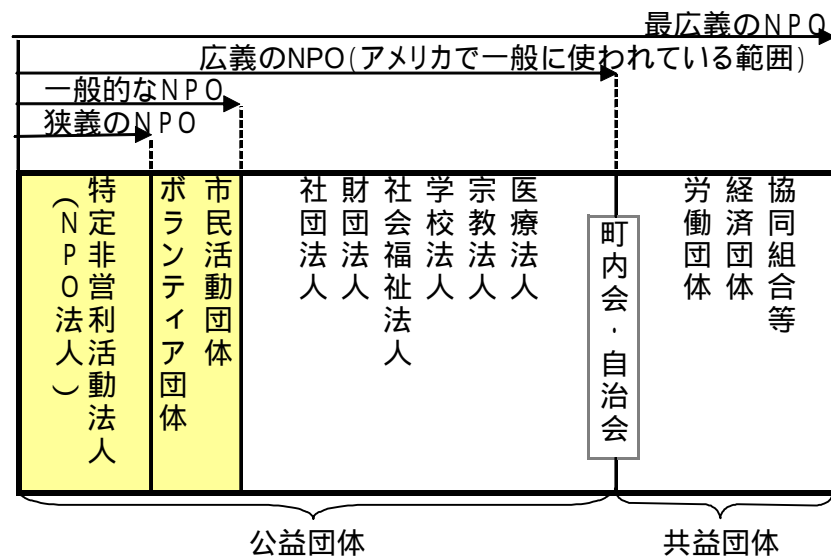
<市民活動の要件>

- 市民の自主性・自発性に基づく活動であること
- 営利を目的としない活動であること
- 不特定多数の者の利益増進に寄与する活動であること
- 市民に対して内容が開かれた活動であること
- 政治活動や宗教活動を主たる目的としない活動であること

豊川市のまちづくりにおいて、連区や町内会といった地縁組織や、社会福祉協議会をはじめとする既存の公益組織との連携は必要不可欠なものであり、これらの団体が行う上記の要件を満たす活動も、もちろん市民活動と位置づけます。

しかし、行政としては、既にこれらの既存団体に対しては補助制度などの支援策を実施していますので、この方針における市民活動団体の主たる対象からは外すこととします。（下記の「平成１２年版国民生活白書」の図における、「一般的なＮＰＯ」の範囲を対象とします。）

市民活動の範囲（経済企画庁編「平成１２年版国民生活白書」引用）



国民生活白書によるNPOの範囲

平成１２年版の国民生活白書によれば、NPOという言葉の示す範囲は、大きく次の４つのレベルに分類されます。

狭義のNPO：NPO法人

一般的なNPO：NPO法人+ボランティア団体・市民活動団体

広義のNPO：上記 + 公益法人（社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人）

最広義のNPO：上記 + 共益団体（労働団体、経済団体、協同組合）

なお、地縁組織（ ）である連区や町内会等をNPOに含める場合もあります。

「地縁組織」・・・連区や町内会、子ども会など、地域を基盤とする組織。

2 市民活動の特徴

市民活動には、行政と比べて次のような特徴がみられます。

- 個別性・多様性

市民活動は、行政のようにあらゆる市民に対して必ずしも同じサービスを提供する必要がないため、少数のニーズに個別・多様に対応することができます。

- 柔軟性・機動性

市民活動は、行政のように法律や条例などによる制度的な裏付けを必要としないため、柔軟に対応できるとともに、事務手続きなどに時間を要しないため迅速で機動力のある対応が可能です。

- 先駆性・開拓性

市民活動は、公平性や平等性、利潤の追求を考えずに独自のミッション（社会的使命）を持って活動を展開できるため、行政や企業が対応できない分野への進出が可能であり、先駆的・開拓的な取り組みができます。

- 専門性・提言性

市民活動は、テーマを特化して取り組むことが可能なため、専門性を高めやすい状況にあるとともに、提言性を持っています。

市民活動の弱点

独善化の恐れ

自主性や自発性に基づく活動であるため、独善的な行為に陥る危険を持つとともに、参加者の自己満足だけで終わる可能性もはらんでいます。

継続・発展の難しさ

参加する人の意識を高め続け、「マンネリ化」にならないように活動を継続・発展させていく難しさを抱えています。

組織運営の難しさ

使命感の強い活動者やボランティア意識の高い人々が必ずしも組織運営に長けているとは限らず、苦労している場合が多々あります。

財政面での貧弱さ

行政のように税収がなく、企業のように利益を追求できないので、常に財政は苦しい状況にあります。

3 市民活動を推進する理由

豊川市では、前記の特徴をもつ市民活動に対して、まちづくりにおける次のような社会的意義と役割を期待し、そのために市民活動を推進することが重要と考えます。

- 社会サービスの新たな担い手

価値観の多様化と就労形態や生活様式の変化に伴って、市民のニーズは多様化しており、広がるニーズに行政が十分対応できなくなっています。そこで、これらのニーズに対応した、新しい社会サービスを提供する担い手として市民活動に期待します。

- 自己実現や社会参加の場の提供

生涯を通しての自己実現や学習活動への欲求が強くなっています。そこで、自発的な活動の場となるとともに、多様な社会参加の場を提供することを市民活動に期待します。

- まちづくりへの市民参画の実現

身近な地域社会の抱える課題を最もよく把握しているのは、地域住民です。地域住民のまちづくりへの関心と自治意識が高まり、既存の地縁組織と連携することで、市民参画によるまちづくりが活性化することを期待します。

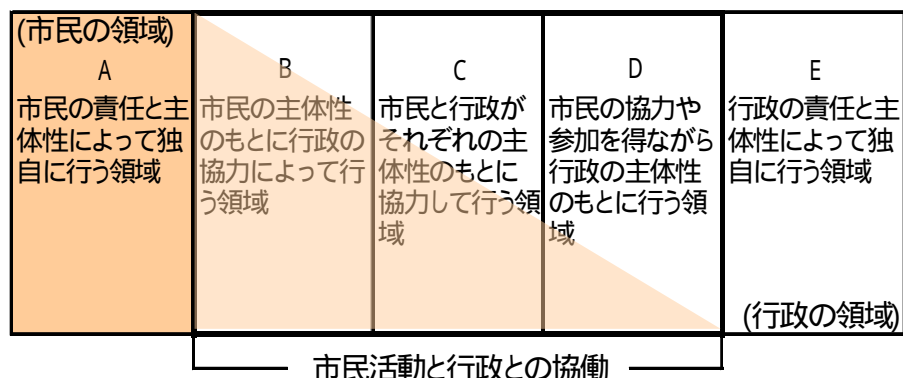
- 行政の肥大化防止

行政分野においては、肥大化する一方であった行政組織を効率化・スリム化するための新しいシステムをつくりあげることが求められています。行政と市民活動とが対等なパートナーとして認め合い、適正な役割分担をしながら公益を増進するシステムをつくる必要があります。

4 市民活動と行政の役割分担

社会サービスの提供においては、市民活動と行政との役割分担の観点から分類すると、下記のような領域があります。（横浜市作成の図参照）

市民と行政の関わりモデル（横浜市「市民活動推進検討委員会報告」引用）



つまり、許認可や課税のように「行政の責任と主体性によって独自に行う領域」と、逆に、宗教や特定の価値観の普及といった行政が介入できない「市民の責任と主体性によって独自に行う領域」があります。その間に、福祉や教育、道路や河川の管理、各種の公共サービスの提供や新規サービスの開発などといった「市民と行政が協力して行う領域」があります。

今後は、市民と行政がさまざまな領域において、それぞれの特性を生かした適正な役割分担のもとでまちづくりを進めることが必要であり、市民と行政が協力していく領域においては、積極的に協働を推進することが重要です。

また、今後、企業も市民活動に積極的、直接的に関わるほか、企業の持つ専門性や組織力、資金や人的資源を生かして、市民活動に対する支援を進めることにより、市民活動の促進や活性化に寄与するものと思われます。このため、企業が、市民活動団体や行政との協働を推進することも重要です。

協働とは

協働とは、異なる環境にあるものや、異なる考え方を持ったものが共通の目的に対して活動することで、今までにないものをつくりあげていくことです。

また、市民や企業との協働とは、市民、企業及び行政が、それぞれの特性を生かし、共通する目的のため、対等なパートナーであることを認識しながら活動することです。

第2章 将来像と見直し年度

1 将来像 「市民活動で築く協働のまちづくり」

まちづくりは、本来、市民、企業及び行政が主体となって進めるべきものですが、豊川市においては、どちらかという行政主導で、市民の意見を取り入れながら施策を進めてきました。

平成16年度には、お互いを対等なパートナーして協働体制の推進をするために「協働の手引き」を作成しました。今後も、市民活動団体をまちづくりの対等なパートナーとして明確に位置付け、ともに主体となってお互いを認め合い、目的を共有しながらまちづくりに取り組むことが必要だと考えます。

そして、行政や企業とともに、一つのセクター（分野、領域）として、市民活動団体がまちづくりの役割を担うことで、社会サービスが向上するとともに、市民がよりふさわしいサービスを選択できる社会の創出をめざします。

さらに、市民活動を活性化することで、まちづくりに積極的に参画する意識が高まり、多くの市民が日常的に市民活動に参加する生き生きとしたまちの創造と、地域が市民活動を支援していく地域社会の構築をめざして、引き続き、本市の将来像を「市民活動で築く協働のまちづくり」と定めます。

2 見直し年度

平成14年度に、「とよかわ市民活動活性化基本方針」を、翌年度には基本方針に基づく「実施計画」を策定し、市民活動を支援するための施策を実施してきました。しかし、社会情勢の変化に伴い、市民活動を取り巻く環境については急速に変化しています。

そこで、今後は時代の変化に対応するため、本方針は5年を目途に見直

すこととし、「実施計画」については、５年ごとに見直しを行うこととしますが、事業の進捗状況を勘案し、随時見直しができるようにして、時代に則した事業を展開できるように市民活動支援施策を推進します。

第3章 市民活動推進の基本理念

将来像「市民活動で築く協働のまちづくり」を実現するためには、市民活動団体、企業及び行政はともにまちづくりの主体として対等なパートナーであるという「対等の原則」に基づいて市民活動を推進しなければなりません。

そのためには、これから活動を始めようとする市民活動団体を含め、市民活動が今後もさらに活性化するよう、自主性・自立性を尊重しながら支援を図ることが重要です。また、より良い社会サービスの提供に向けて、行政運営や組織を見直し、市民活動団体や企業との協働を推進することが重要です。

1 市民活動支援の原則

対等なパートナーとなるためには、市民活動団体も、組織的に継続してサービスを提供できる体制を整備することが望まれます。つまり、市民活動団体も、行政に依存することなく、責任あるまちづくりの主体となり得るよう、自立した組織（NPO）として発展していくことが重要です。

市民活動は、本来、自律的に発展することが望ましいのですが、現在のところ、経済的・人的・組織的にまだ基盤が脆弱です。なぜなら、従来、社会的資源は、行政と企業とに二分して集積されてきており、現段階では、市民活動を新たなセクターとして発展させる社会的な仕組みが十分確立されていないからです。

そこで、次の点に留意して、市民活動の自律的發展が促されるような支援を行うことが必要です。

自律と自立の違い

自律：自分の規律に従い、他から支配されないこと。つまり、自分たちのルールに基づいて、他から支配されることなく行動することを意味する。 他律
自立：他の助けを借りずに自力でやっていくこと。（例）経済的自立

- 自主性・自立性の尊重

市民活動の特性である自主性・自立性を尊重し、行政への依存を高めたり、活動に対して不当に干渉したり、癒着関係にならないように留意します。

- 多様性・先駆性の尊重

市民活動の多様性・柔軟性を尊重し、行政の縦割り分野を越えた総合的な支援施策を推進するとともに、行政ではできない先駆的な取り組みを尊重します。

- 公開性・透明性の確保

市民活動の支援は、常にかかれたものであるべきで、その支援施策の情報は積極的に公表しなければなりません。また、支援の過程や効果が公開され、透明性を保っていることが重要です。

- 段階性・時限性の尊重

市民活動団体は組織も規模もさまざまであり、発展段階に応じた支援策を展開する必要があります。また、市民活動を支援する市民活動団体である中間支援組織の活動も活発化しており、今後は、これらの団体がその役割を十分発揮することが期待されます。そこで、行政が直接行う支援は永続的なものではなく、市民活動が自律的に成長する動きが軌道に乗るまでの時限的なものとします。

また、市民活動が自立的に成長するためには、行政だけではなく、企業も社会貢献活動の一つとして、市民活動を支援していくことが重要です。

2 協働の推進

自立した組織として発展した市民活動団体が、行政や企業とともに社会の公共分野においてサービスを提供する主体としての役割を発揮し、両者が共通の目的意識をもって力を合わせることで、より豊かで多様な公共サービスを生み出すことができます。

豊川市の今後のまちづくりにおいては、それぞれが自立しつつ、相手の立場や特性を認識・尊重して、対等な関係で協働して取り組むことが重要です。

また、協働するにあたっては、従来、豊川市が直接提供してきたサービスや外郭団体からのサービスを見直し、施策の企画・立案から実施、評価に至るプロセスの風通しをよくする必要があります。同時に、事業の検討や実施、評価のそれぞれの場面で可能なところから進めるなど、事業の実態に即して弾力的に取り組む必要があります。

協働事業検討の視点

協働事業を検討するにあたっては、次の視点が必要です。

<新たな協働事業の検討の場合>

行政が実施すべき事業か

予定する協働事業に市民の高いニーズがあるか

協働によって、多様性、柔軟性、専門性などを発揮したサービスを提供できるか

協働する場合と行政が直接実施する場合の費用の比較

<既存事業の見直しの場合>

協働によって、より市民のニーズにあったサービスの提供ができるか

協働によって、サービスの質、量が高まるか

実施方法は効率的か

さらに、協働事業を検討・実施する場合は、市民ニーズを的確に把握したうえで、事業の具体的な目標を設定することが必要であり、その際には、日常の実践活動を通じて市民の多様な声を収集している市民活動団体から意見を聴くことも大切です。

協働によって得られる効果

〔市民にとっての効果〕

- ・柔軟できめ細かなサービスを受けることができます。
- ・多様なキャリアを持つ市民の活躍の場や新しい雇用の機会が拡大します。
- ・行政への関心が高まり、市政が身近になります。

〔市民活動団体にとっての効果〕

- ・経済的に安定してサービスを提供できます。
- ・事業報告や会計処理などを適切に行う必要が生まれ、責任ある体制でサービスが提供できるようになり、社会的評価を得ます。
- ・活動領域の広がりによって新たな活動の場が広がります。

〔行政にとっての効果〕

- ・多様化するニーズに柔軟・迅速に対応できます。
- ・異なる発想と行動原理を持つ組織と協働することで行政体質改善の契機となります。
- ・事業の見直しなどにより行政の効率化・スリム化が図られます。



主な協働の形態

- ・市が実施主体の一員となる形態：共催、実行委員会・協議会、事業協力など
- ・市が直接の実施主体とならない形態：委託など
- ・その他の形態：情報提供・情報交換、後援など

第4章 市民活動活性化のための施策

1 豊川市の現況と課題

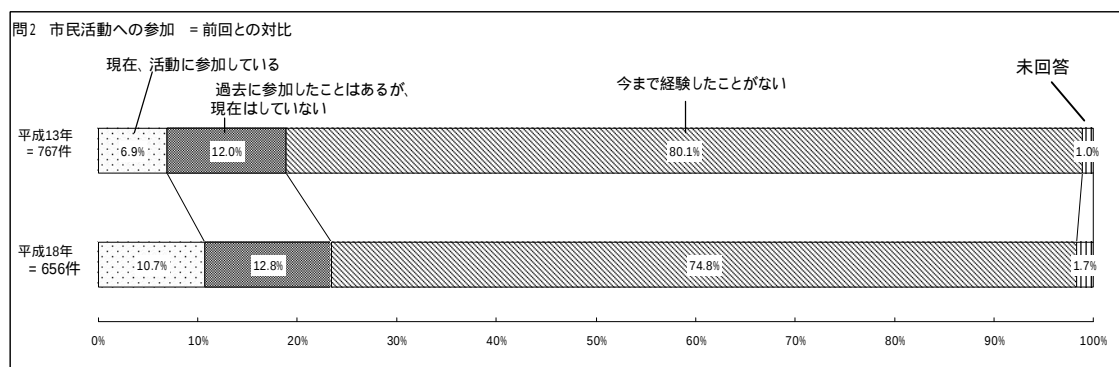
(1) 市民活動意識の現状と課題

<現 状>

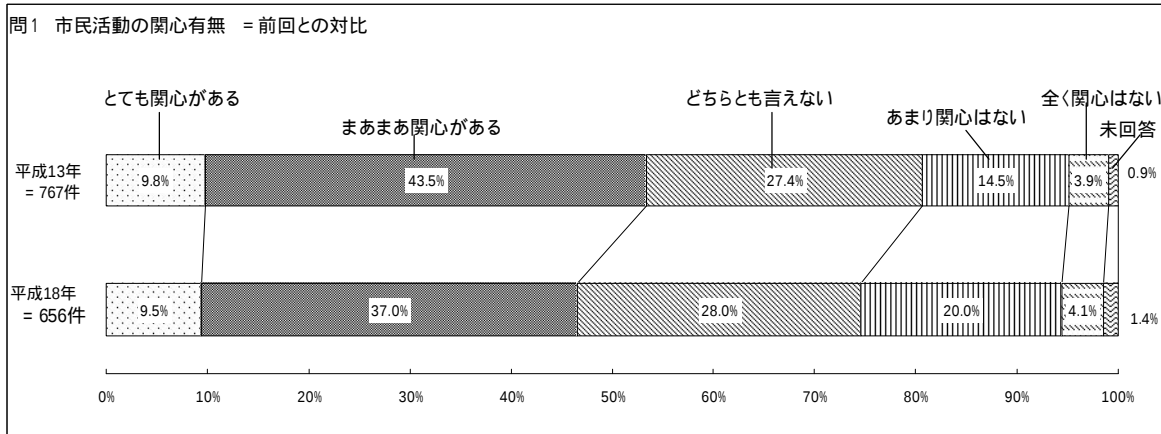
平成13年度に実施しました「市民活動意識調査」の結果をもとに、この、「とよかわ市民活動活性化基本方針」を策定し、「市民活動で築く協働のまちづくり」を目標に、市民活動拠点の整備や市民活動体験講座の実施など、様々な活性化施策に取り組んできました。

この間、“市民活動団体と行政の協働によるまちづくり”、“NPOと行政の協働事業”という言葉をよく耳にしたり、目にとめたりするようになりました。そこで、市民活動の活性化も図られ、活動への理解も高まったと思われることから、平成18年度に再度「市民活動意識調査」を実施しました

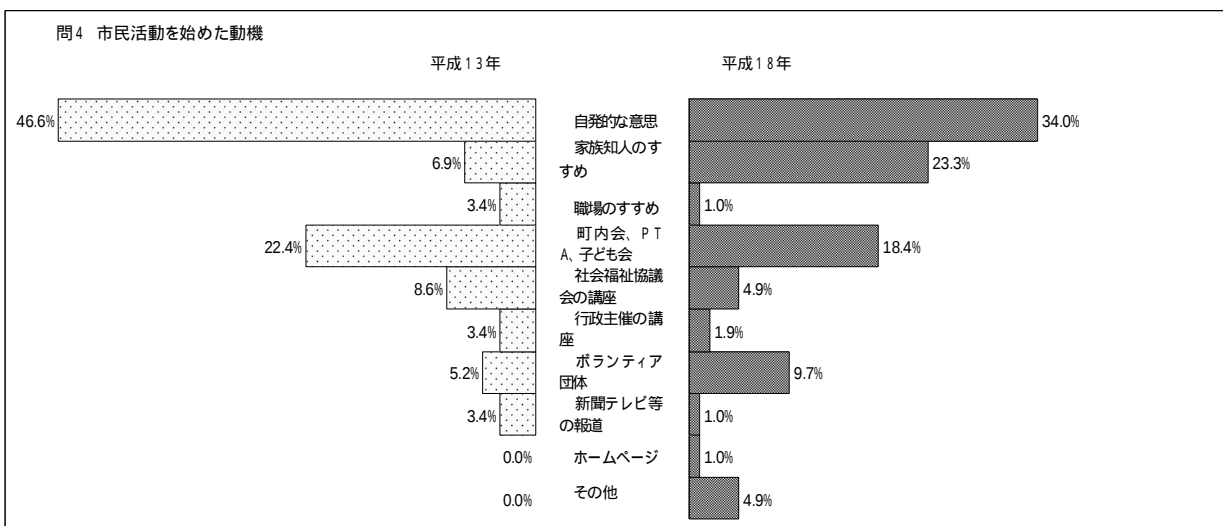
この、平成13年度と平成18年度に実施した、市民活動意識調査結果を比較してみますと、市民活動の経験者は5ポイントほど増え、約24%となりました。



しかし、市民活動に関する関心や参加意欲については、それぞれ6ポイントほど減少し46%程度となっています。市民活動に参加している人は若干増えたものの、逆に関心のない人も増加しているという二極化が進んでいます。



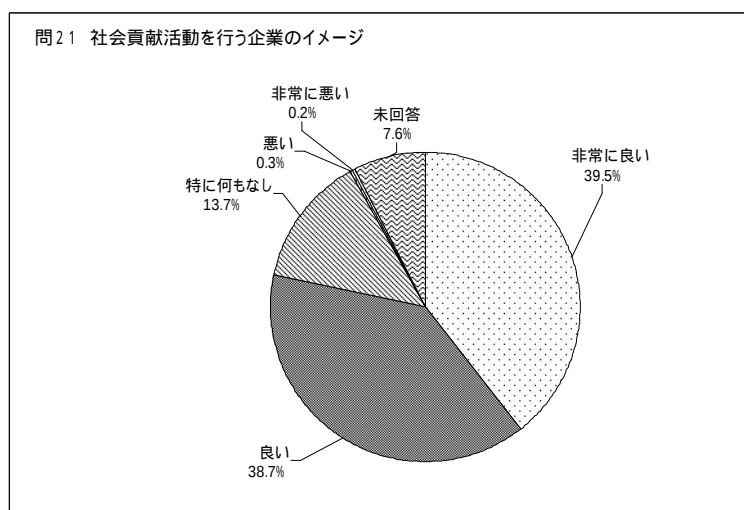
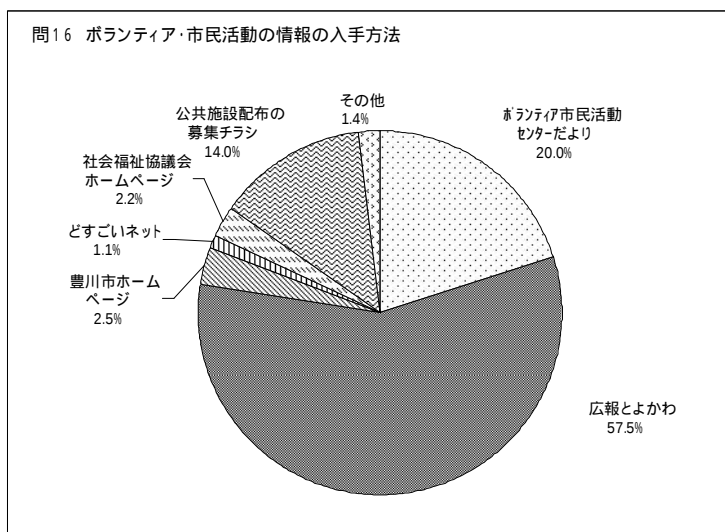
現在市民活動をしている人は、70代が最も多く、若くなるに従い減少し、20代が最も少なくなっています。また、活動分野については、今回も「高齢者や障がい者福祉に関する活動」が最も多い結果となりましたが、「自然環境保護」や「地域安全活動」、「子どもや青少年の健全育成活動」への参加者が大きく増えています。また、活動を始めたきっかけも、前回と同様「自発的な意思」が最も多く、「家族や知人のすすめ」と身近な人からの誘いで始められる人が、前回より16ポイント増加し、約23%となっています。また、「ボランティア団体の呼びかけにより参加した」と回答した人は前回と比較し5ポイント増え、10%程度となっています。



逆に、活動に至らない理由については「時間がない」ことや「きっかけがない」という回答が、前回と同様に多くなっています。また、前回と比較すると「時間がない」理由を具体的に記載される人が多くなっています。

市民活動活性化への方策としては、「活動に必要な知識、情報提供」、「住民への広報・啓発」及び「学校での教育」が前回と同様に必要とされてい

ます。ボランティア・市民活動の情報の入手方法については、前回と同様に広報紙や回覧板が主な情報源となっています。また、6 %程度ですが、インターネットを通じた情報収集も行われています。



今回、新たなアンケート項目として、企業の社会貢献活動についての調査も実施しました。企業が行う社会貢献活動については、企業がもつ組織力、資金力を活かした活動をして欲しいと過

半数の人が期待しています。また、約80 %の人が社会貢献活動を行う企業に対してよいイメージを持っています。

協働事業についても、新たにアンケート項目に追加しましたが、どの世代においても、協働事業には「まちづくりへの参加意識の高まり」を期待しているとの回答が多い結果となっています。

<課 題>

市民活動に参加している人は増加してきているものの、市民活動に関心や参加意欲がある人が減少している状況を踏まえ、その主たる原因である「時間」や「機会」の不足を解消するために、市民活動に参加しやすくす

ることや、参加するきっかけを作るための情報などをできるだけ多く提供する必要があります。

また、年齢が低くなるにつれて、活動をしている人の割合が少なくなっていることから、若い世代が気軽に参加できる機会の提供が必要になります。

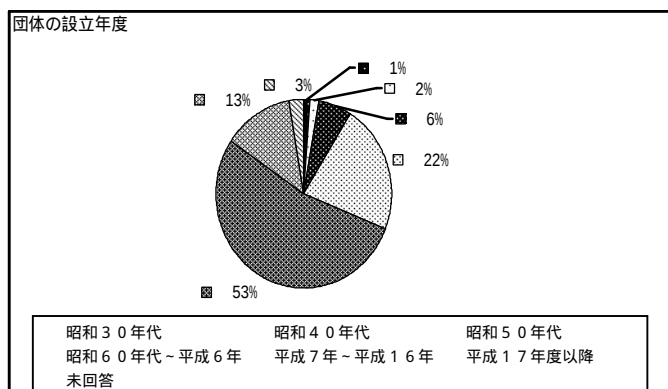
(2) 市民活動団体の現状と課題

<現 状>

市内には、市民活動団体登録業務などを行っている、とよかわボランティア・市民活動センターに登録している市民活動団体が185団体（平成19年9月末現在）、また、防犯ボランティア団体、国際交流協会等の団体をあわせると200を超える団体があり、福祉や環境、子育て、まちづくりなどさまざまな分野で積極的に活動を展開しています。前回の調査時には市内のNPO法人は3団体のみであったものの、現在は15団体に増加しました。また、近隣町との合併により、様々な分野で活躍する市民活動団体が増加しました。

平成13年度に調査した前回の「ボランティア・市民活動団体アンケート」結果では、「保健・医療又は福祉に関する活動」を主目的としている団体の割合が高くなっていましたが、平成18年度の調査では、子どもに関係する犯罪が増加している社会情勢や、行政で防犯ボランティア団体の設立を促進したことなどにより、「子どもの健全育成」や「地域防犯活動」を主目的としている団体が増えてきています。

特定非営利活動促進法（NPO法）に定める17分野のうち、15の分野で様々な活動が展開されており、活動の幅が広まってきているとともに



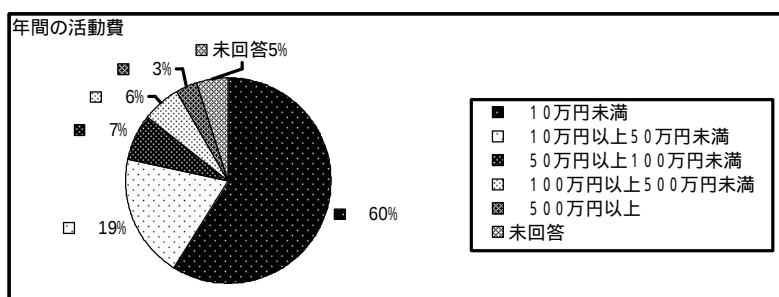
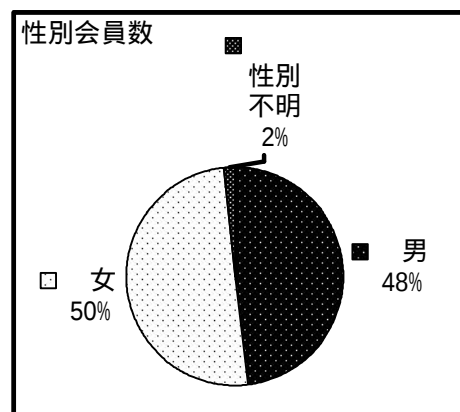
に、平成7年以降に設立された団体が全体の66%と、この10年で市民活動が活発になっています。また、前回の調査時には、活動を始めきっかけが「親睦・交流」が最も多くなっていましたが、今回の結果では「市民へのサービス提供」を一番の目的とする団体が最も多くなり、社会貢献を主目的として活動している団体が増えてきています。また、活動エリアについては、前回と同様、町内や小学校区など身近なエリアとしている団体が多くなっています。

豊川市の特定非営利活動法人（NPO 法人）

市内には、次の15のNPO 法人があります。（平成19年9月末現在）

- ・ NPO 法人 佐奈川の会
佐奈川河川環境整備を通じたグラウンドワークによるまちづくり活動
- ・ NPO 法人 やらまい会
三河地域のまちづくりへの提言・支援活動、まちおこし活動
- ・ NPO 法人 穂の国まちづくりネットワーク
市民活動団体やボランティア等への支援活動
- ・ NPO 法人 パルク
知的障がい者の自立支援と職業能力の育成
- ・ NPO 法人 ゆう
障がい者の社会参加及び自立への支援
- ・ NPO 法人 えがお
障がい者及び高齢者の自立支援
- ・ NPO 法人 とよかわ子育てネット
子どもと子育てにやさしいまちづくり活動
- ・ NPO 法人 どんぐりの会
障がい者の自立支援及び就労支援
- ・ NPO 法人 やまびこ
高齢者や障がい者の地域生活支援及び社会参加支援
- ・ NPO 法人 ピュア・スマイル
知的障がい者の地域支援及び社会参加支援
- ・ NPO 法人 恵の実
保育園の運営、子育て関連講演会やシンポジウムの企画・運営等
- ・ NPO 法人 メンタルネットとよかわ
精神障がい者の社会参加及び就労支援
- ・ NPO 法人 J u m p
障がい者の自立支援及び就労支援
- ・ NPO 法人 東三河後見センター
高齢者と障がい者の権利擁護及び地域福祉向上のための啓蒙活動
- ・ NPO 法人 いまから
青少年・若者の居場所作りと就労支援

団体を構成している会員は、前回調査時は活動者の大半を女性が占めていましたが、今回の調査では男女の参加者がほぼ同数となり、前回調査以降、男性の参加が多くなってきています。年齢層については、半数以上が60歳以上であることから、新たに活動に参加する人は中高年者層となっています。このため、活動時間については、平日の日中に活動している団体が半数を超えています。



市民活動団体全体を見ると、予算規模が10万円未満の団体が、全体の60%と半数以上

上を占め、脆弱な団体が非常に多くなっています。しかし、100万円を超え、ある程度安定的に活動が出来る団体も10%程度に増加しています。

<課 題>

全く情報を発信していないと回答する団体が30%程度あり、情報を発信していないことで、新規に加入する会員がいらないなどの課題を抱えている団体もあります。新規の活動者や若年層の活動者が加入しやすくなるよう、団体の情報を積極的に発信していく必要があります。

前回の調査時と比較すると、男性の活動者が増えていますが、会員の高齢化や、指導者、リーダーの不足といった課題とともに、資金も会費や入会金に頼っているなど、資金の不足という面も問題として抱えています。

また、行政で設立を促進した防犯ボランティア団体などについては、今後の自主的な運営の継続について検討が必要です。

団体が活動を行う中で、町内会などの地縁組織や同じ活動分野の団体と連携を行ったり、連携を望む声が多くなっています。また、企業との連携

を実施、希望している団体も２割程度あり、企業との連携にも目を向けてきています。

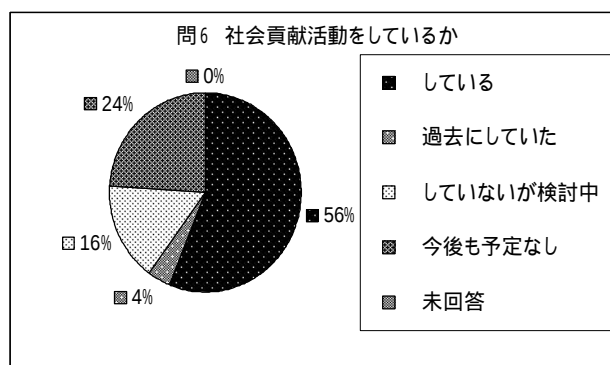
行政に対しては、前回の調査時と同様に、理解と協力を求める声が強く、パートナーとして対等な関係を持ちながら、連携していくことや、アドバイスについても求められています。

こうした課題を踏まえ、行政として団体間の情報交換や、連携支援を図るとともに、対等なパートナーとして団体が協働のまちづくりに参加できるよう、各団体のニーズに応えていく必要があります。

(3) 企業の現状と課題

<現 状>

平成１８年度に実施した「企業の社会貢献活動アンケート」の結果、現在、社会貢献活動を行っている事業所と、過去に活動をしていたり、今後、社会貢献活動を検



討している事業所をあわせると、全体の回答数の５６％が何らかの活動を行っています。また、企業は、平成１３年度に実施した調査時と同様に、「地域社会の発展とともに会社の発展がある」との回答が最も多く、企業のイメージ向上や、従業員のモラル（ ）アップなどだけではなく、地域のまちづくりに積極的に貢献していこうと考えている事業所が多くなっています。

社会貢献活動の分野に関しては、前回調査時と同様に、「環境の保全に関する活動」が最も多く、「地域安全や子どもの健全育成に関する活動」については、前回と比較すると多くなっています。

地域の市民活動団体との関係については、関わりのある事業所が少しずつではあるが増えてきており、様々な団体と連携されてきています。

「モラル」…目標を達成しようとする意欲や態度。

<課 題>

今後の社会貢献活動として、資金援助、社員のボランティア活動の支援、施設の開放、市民活動団体の活動へ社員の派遣などを挙げている企業があり、地域社会への貢献が十分期待できる状況です。

しかし、団体と連携をし、社会貢献活動を実施していきたいかどうか分からないと回答している企業も数多くあることから、市民活動に関する意識啓発や、市民活動団体からの情報や企業からの情報を有効に利用し、団体と企業との連携促進が効果的に図られるようにしていく必要があります。

(4) 行政の現状と課題

<現 状>

本市では、平成13年度に市民活動推進の窓口として生活活性課を設置し、同年6月には、市民活動団体の代表者からなる「豊川市市民活動団体懇談会」を設置しました。懇談会から市民活動推進に向けての提言を受け、団体登録制度の整備や、施設使用料の減免制度等を開始するとともに、市民活動の拠点として、NPO法人の企画運営による「とよかわNPOセンターほっと！」を設置、委託しました。

平成15年度には、「とよかわ市民活動活性化基本方針実施計画」を策定し、翌年度から、実施計画に記載されていた13施策36事業についての事業評価を行いつついます。事業を実施した行政だけではなく、「市民と行政の協働推進委員会」においても事業評価を行うとともに、市民活動団体との協働事業を行う際の手順を示した「協働の手引き」を作成するなど、協働体制の推進をしてきました。

また、平成18年度からは、市民活動がさらに充実するように、「とよかわNPOセンターほっと！」と豊川市社会福祉協議会の「ボランティアセンター」の実績を踏まえつつ、市民の意見を取り入れながら統合し、社会福祉会館内に「とよかわボランティア・市民活動センター」を豊川市社会福祉協議会とともに開設するなど、さらなる市民活動の活性化に取り組んでいます。

これらの結果、生活活性課以外の課において行われる協働事業が、年々増加するとともに、市民活動が活発化してきています。

<課 題>

市民活動活性化のための施策を実施するとともに、事業評価や職員研修を行ってきましたが、豊川市として、全庁的に市民活動団体への理解や、市民活動団体との協働に対する認識は十分でなく、企画・立案や政策決定、事業実施や評価において、協働を推進する体制が必ずしも整っているとはいえない状況です。

また、近隣町との合併による市域の広がりや、社会情勢の変化に伴い、市民活動を取り巻く環境は急速に変化しています。このため、協働体制の推進のためには、市民活動団体のみならず、広く市民や企業からの声を取り入れるとともに、行政も情報を公開し、相互に情報の共有化を図る必要があります。

2 活性化に向けて今後取り組むべき施策

(1) 活動環境整備のための施策

<活動場所の確保・充実>

引き続きとよかわボランティア・市民活動センター登録制度を推進することで、公共施設利用時の減免手続きの簡略化だけではなく、公共施設の有効利用に努め、新たな活動場所の確保について検討します。

さらに、拠点施設の機能強化に努めます。

● 具体策

- ・ とよかわボランティア・市民活動センター登録制度の推進
- ・ 市民活動拠点施設の機能強化
- ・ 公共施設の利用可能施設情報の公表及び有効利用
- ・ 企業所有の空きスペース等の調査
- ・ 公共施設の予約窓口の統一

<市民活動情報の提供と団体交流の推進>

市民活動の社会的認識を高めるために、市町の合併による団体数の増加や面積の広がりを考慮し、市民活動団体や企業などの、社会貢献に関わるあらゆる立場の有用な活動情報を、積極的に発信・収集するとともに、団体間の交流を推進します。

● 具体策

- ・ 活動情報の広報やホームページへの掲載
- ・ 活動情報の収集・提供と一元的管理の推進
- ・ 市民活動団体情報誌の発行
- ・ 団体間の交流会の開催と行政・企業との交流機会の提供
- ・ 活動発表の機会の提供
- ・ 地縁組織と市民活動団体との調整

<資金的な支援制度の整備>

市民活動の自律的な発展を妨げないように、団体の活動に応じた資金的な援助施策を推進します。また、企業や個人の寄付行為をしやすい独自の仕組みや税制優遇措置の継続についても調査・検討します。

● 具体策

- ・ 資金助成制度の整備
- ・ 寄付行為をしやすい独自の仕組みの調査・研究
- ・ 税制優遇措置の継続についての調査・検討

<人材育成と組織運営の支援>

人材育成と組織運営の円滑化のために、各種の講座や研修会等を行うとともに、活動の相談窓口を充実します。

● 具体策

- ・ 市民活動団体やボランティア育成講座の開催
- ・ 事業型 NPO の起業支援
- ・ 相談員の育成と相談窓口の充実
- ・ リーダー養成事業の実施

<保険制度の整備>

参加した誰もが、安心して市民活動を行えるよう、不慮の事故等に備えた活動保険制度の充実・制度の周知を図ります。

● 具体策

- ・ 活動保険制度の充実・制度の周知

(2)活動参加促進のための施策

<活動機会や学習機会の提供>

市民意識を啓発し、積極的な参加を促すために、さまざまな分野で気軽に参加できる活動機会や学習機会を提供するとともに、育成した人材の受け入れ体制を整備します。

● 具体策

- ・ 総合学習における参加体験型ボランティア学習の充実
- ・ 多様なニーズに応じた講座の開催
- ・ 生涯学習の充実

<活動情報のPR>

活動情報を積極的に発信することで市民活動への理解を高め、市民及び企業の参加意識を啓発します。

● 具体策

- ・ 活動情報紙の発行
- ・ 活動情報の広報やホームページへの掲載
- ・ 企業情報紙の活用

<地域の市民活動の促進>

身近な地域での市民活動を積極的に促進し、行政、企業、学校、町内会等の地縁組織との連携を高めます。

● 具体策

- ・ 地域コミュニティを母体とした組織の育成
- ・ 町内会やPTA 役員任期満了後の地域活動参加の促進

<参加しやすい環境整備>

市民活動に気軽に参加できるような体験プログラムを企画し、参加しやすい環境整備に努めます。

● 具体策

- ・ 参加しやすい体験プログラムの企画
- ・ 参加者の交通手段に配慮した会場の設定
- ・ 参加しやすい時間帯や曜日に配慮した日時の設定
- ・ 講座や研修における託児の配慮
- ・ 親子や夫婦、家族での参加が可能なプログラムの企画

(3) 協働推進のための施策

<情報の共有・人材登用>

市民活動団体や企業、行政がお互いに協働を進めるために、広く市民や企業からの声を取り入れるとともに、行政情報を積極的に公開し情報の共有化を図ります。また、市民活動者などの審議会委員への登用などにより、政策決定や企画・立案過程への参画を推進します。

● 具体策

- ・ 行政情報の公開
- ・ 市民活動に関する情報の収集及び提供
- ・ 市民活動者などの審議会委員への登用推進

<協働推進体制の整備>

政策決定や企画・立案、事業実施、評価などにおいて、全庁的に市民活動団体と協働できる事業の創出や見直しを行うとともに、とよかわボランティア・市民活動センターの事業内容を充実し、協働を推進する体制を整備します。

また、協働事業の実施にあたっては目標設定を明確にし、協働事業の成果について、市民と行政の協働推進委員会において事業評価を実施し、事業の効率化を促進します。

● 具体策

- ・ 協働の手引きの普及・啓発
- ・ 市民と行政の協働推進委員会の開催
- ・ 協働事業の実施と評価制度の充実
- ・ とよかわボランティア・市民活動センターの事業内容の充実

<協働推進に向けての意識啓発>

市民活動団体、企業及び行政が、お互いの立場を理解し、それぞれが対等な立場で協働が推進するように、協働意識を醸成します。

● 具体策

- ・ 協働推進研修の実施
- ・ 行政職員研修の実施
- ・ 市民活動情報の提供による意識啓発

第5章 施策推進に向けて

この方針の実効性を高めるためには、基本方針に基づいて市が実施した市民活動推進事業の成果や、施策が果たした役割、貢献に対して適切に評価し、次につなげることが重要です。

また、協働のまちづくりを進めるうえでは、行政だけではなく、市民や企業も協働で実施した市民活動推進事業を適切に振り返る必要があります。

今後も、市民活動の推進に向けて、基本方針に基づく事業の内容や進捗状況については、行政の評価はもちろんのこと、市民活動団体の活動者からなる「市民と行政の協働推進委員会」においても意見をいただき、公表していきます。

近年、社会情勢は急速に変化しているため、その時々ニーズを的確に把握し、状況に応じた市民活動推進事業を実施していかなければなりません。

市民活動の推進には、基本方針及び実施計画に基づき実施した事業だけではなく、今後取り組む事業についても、市民・企業・行政と、広く意見を求めて反映していくべきです。

このため、事業の評価、公表を行うとともに、評価の際に洗い出された問題点や課題を見つめ直し、事業の廃止を含め、調査・研究、事業内容の改善を行っていきます。

今後も、市民、企業及び行政など、あらゆる立場の人と対等な関係を築きながら、社会情勢、市民ニーズに則して「協働のまちづくりにむけて」事業を展開していきます。

参 考 資 料

- ・市民と行政の協働推進委員会設置要綱..... 3 0
- ・市民と行政の協働推進委員会委員名簿..... 3 1
- ・市民と行政の協働推進委員会の審議経過..... 3 2
- ・市 民 活 動 推 進 施 策 の 経 緯..... 3 2

市民と行政の協働推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 「とよかわ市民活動活性化基本方針」に基づき、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市民と行政の協働推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 「とよかわ市民活動活性化基本方針」に基づく施策の実施内容や進捗状況の評価

(2) 市民と行政の協働事業の推進

(3) 市民と行政の協働事業の評価

(4) その他市民活動の推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 平成14年度に実施された、豊川市市民活動推進会議の委員

(2) 平成13年度に実施された、豊川市市民活動団体懇談会の委員

(3) 市民活動者

(4) 行政関係職員

2 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によって定め、副会長は会長が指名するものをもって充てる。

2 会長は、会議を主宰し、会議の長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、事務局が会長と調整のうえ必要に応じ招集する。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、原則公開とし、別に定めるところにより傍聴を認める。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、豊川市生活活性部生活活性課内に置く。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年12月16日から施行する。
- 2 この委員会の設置当初の委員の任期は、第4条第2項の規定に関わらず、設置の日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月7日から施行する。

市民と行政の協働推進委員会名簿

● 委 員

会長 ○ 副会長

区分	氏 名	所 属 等
(1)	大村 幸司	豊川市市民活動団体懇談会会長 豊川市市民活動推進会議委員
	井上 淑子	豊川市市民活動団体懇談会副会長 豊川市市民活動推進会議委員会副会長
(2)	○神谷 典江	ボランティアグループこころの力
	山本 雅堂	豊川防災ボランティアコーディネーターの会
	神谷 まり子	ボランティアグループ“なかま”
	豊田 和浩	NPO法人 ゆう
(3)	神谷 進也	豊川市生活活性部長
	鈴木 信弘	豊川市企画部企画課課長補佐
	佐津川 秀雄	豊川市教育委員会生涯学習課課長補佐
	池田 和代(～1/31)	豊川市社会福祉協議会地域福祉課課長補佐
	田中 照彦(2/1～)	豊川市社会福祉協議会地域福祉課

【区分】

- (1)豊川市市民活動団体懇談会の委員、豊川市市民活動推進会議の委員
- (2)市民活動者
- (3)行政関係職員

● 事務局

豊川市生活活性部生活活性課

市民と行政の協働推進委員会の審議経過

日 時	会 議 名	審 議 内 容
平成19年12月17日	第15回市民と行政の協働推進委員会	基本方針（案）について 第1章～第3章2
平成20年 1月16日	第16回市民と行政の協働推進委員会	基本方針（案）について 第4章～第4章2(2)
平成20年 2月 7日	第17回市民と行政の協働推進委員会	基本方針（案）について 第4章以降
平成20年 3月	「とよかわ市民活動活性化基本方針」策定	

市民活動推進施策の経緯

日 時	内 容
平成13年 4月	「生活活性課」新設
平成13年 6月	「豊川市市民活動団体懇談会」設置
平成13年 7月	「企業の社会貢献活動アンケート」実施
平成13年 7月	「市民活動団体アンケート」実施
平成13年 7月	「市民活動意識調査」実施
平成14年 2月	「豊川市市民活動団体懇談会提言書」完成
平成14年 4月	「豊川市市民活動推進会議」設置
平成14年 8月	「とよかわNPOセンター『ほっと!』」設置
平成15年 3月	「とよかわ市民活動活性化基本方針」策定
平成15年12月	「市民と行政の協働推進委員会」設置
平成16年 3月	「とよかわ市民活動活性化基本方針実施計画」策定
平成17年 3月	「協働の手引き」策定
平成18年 3月末	「とよかわNPOセンター『ほっと!』」閉鎖
平成18年 4月	「とよかわボランティア・市民活動センター」設置
平成18年 7月	「ボランティア・市民活動団体アンケート」実施
平成18年 8月	「企業の社会貢献活動アンケート」実施
平成18年10月	「市民活動意識調査」実施

「とよかわ市民活動活性化基本方針」の見直しを終えて

市民と行政の協働推進委員会 会長 大村 幸司

今回、平成14年度に策定された「とよかわ市民活動活性化基本方針」の見直しということで、会議の取り回しをさせていただきました。前回の基本方針策定の際も、メンバーとして参加させていただきましたが、この5年間に市民活動を取り巻く環境は大きく変わったと思います。

5年前と比べると、市民活動団体の数が増え、その活動範囲も広まってきました。また、紆余曲折はありましたが、市民活動拠点施設の整備が進められ、多くの市民活動団体が利用しています。それから、行政の、市民活動団体に対する意識が、少しずつではありますが変わってきました。他にも、企業の社会貢献に意識が高まり、行政・市民活動団体に続くセクターとしてクローズアップされてきています。

これらのことをふまえ、会議ではそれぞれのセクターの現状と課題を精査し、今後取り組むべき課題について、特に重点的に議論を交わしました。各委員の皆様からは、経験に基づく大変貴重な意見をいただき、感謝を致しております。残念ながら基本方針の文面には表すことができなかった意見もありますが、実施計画の見直しの際にはぜひ取り上げていただきたいと思います。

先の5年間はホップであるとするならば、この5年間はステップの期間であります。次のステージへ進むための大事な期間でありますので、この基本方針が絵に描いた餅にならないよう、関係諸団体に周知を図っていただき、「市民活動で築く協働のまちづくり」が推進されることを願っています。

発行年月日 / 平成 2 0 年 3 月

発 行 / 豊 川 市

事 務 局 / 豊川市生活活性部生活活性課

〒442 -8601 豊川市諏訪 1 丁目 1 番地

TEL : 0533 - 89 - 2165

FAX : 0533 - 89 - 2125

E-mail : seikatsu@city.toyokawa.lg.jp